

第 6 8 7 号
平成23年7月10日 発行

天理市公報

発行 天 理 市
編集 総務部総務課

目 次

条 例	番号	頁数
・天理市税賦課徴収条例の一部を改正する条例	11	2
・天理市母子医療費助成条例の一部を改正する条例	12	3
・天理市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	13	3
規 則	番号	頁数
・天理市長等の政治倫理に関する規則の一部を改正する規則	10	4
・天理市公印規則の一部を改正する規則	11	5
告 示	番号	頁数
・放置自転車の保管について	182	8
・放置自転車の保管について	183	8
・放置自転車の保管について	184	9
・放置自転車の保管について	185	9
・放置自転車の保管について	186	10
・放置自転車の保管について	187	10
・放置自転車の保管について	188	11
・地縁による団体の告示事項の変更に ついて	189	11
・放置自転車の保管について	190	11
・放置自転車の保管について	191	12
・放置自転車の保管について	192	12
・放置自転車の保管について	193	13
・放置自転車の保管について	194	13
・放置自転車の保管について	195	14
・放置自転車の保管について	196	14
・公示送達について	197	15
・放置自転車の保管について	198	15
・放置自転車の保管について	199	16
・放置自転車の保管について	200	16
・放置自転車の保管について	201	17
・平成22年10月1日から平成23年3月 31日までにおける本市病院事業、水 道事業及び下水道事業の業務状況に	202	17

について	番号	頁数
・平成23年度天理市一般会計補正予算 (第1号)の要領について	203	33
・放置自転車の保管について	204	34
・放置自転車の保管について	205	34
・放置自転車の保管について	206	35
・放置自転車の保管について	207	35
・放置自転車の保管について	208	36
・放置自転車の保管について	209	36
・放置自転車の保管について	210	37
・放置自転車の保管について	211	37
・放置自転車の保管について	212	38
公 告	番号	頁数
・公売公告兼見積価格公告	23	38
・農用地利用集積計画について	24	39
・「天理市公告13号 予防接種の実施 について」の訂正について	25	40
・一般競争入札について	26	41
教育委員会	番号	頁数
・定例教育委員会の招集について	8	44
農業委員会	番号	頁数
・農業委員会の招集について	8	44
選挙管理委員会	番号	頁数
・天理市農業委員会委員選挙の期日に ついて	43	45
・天理市農業委員会委員選挙における 選挙長及びその職務を代理すべき者 の選任について	44	45
・天理市農業委員会委員選挙に用いる 投票用紙の様式について	45	45
・天理市農業委員会委員選挙における 投票所の場所について	46	46
・天理市農業委員会委員選挙における 投票区の投票管理者及びその職務を 代理すべき者の選任について	47	47
・開票事務と選挙会事務の合同につい て	48	47
・選挙会の場所等	49	47

・天理市農業委員会委員選挙における期日前投票所の場所について	50	47
・天理市農業委員会委員選挙における天理市役所期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について	51	47
・天理市農業委員会委員選挙における選挙会の場所及び日時の変更について	52	48
議 会	番号	頁数
・天理市議会議員の政治倫理に関する規則の一部を改正する規則	2	48

公営企業	番号	頁数
・水道料金等の徴収又は収納事務の委託について	8	48
・天理市水道料金及び下水道使用料に係る徴収業務その他の業務委託に関する規程	10	49
・天理市指定下水道工事店の指定について	9	50
・天理市指定下水道工事店の指定取消しについて	10	51

条 例

(平成23年6月30日揭示済)

天理市税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年6月30日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第11号

天理市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則第21条の次に次の2条を加える。

（東日本大震災に係る雑損控除額等の特例）

- 第21条の2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第42条第3項に規定する特例損失金額（以下この条において「特例損失金額」という。）については、平成22年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該特例損失金額は、その者の平成24年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、平成23年において生じなかったものとみなす。
- 2 前項の規定の適用を受けた所得割の納税義務者の同項の規定により適用される第34条の2の規定により控除された金額に係る特例損失金額が平成24年以後の各年において生じたものである場合における同項の規定の適用については、同項中「平成23年」とあるのは、「当該特例損失金額が生じた年」とする。
- 3 第1項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る特例損失金額のうちに、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第42条第3項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この条において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成24年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、平成23年において生じなかったものとみなす。
- 4 第1項の規定の適用を受けた所得割の納税義務者の同項の規定により適用される第34条の2の規定により控除された金額に係る親族資産損失額が平成24年以後の各年において生じたものである場合における前項の規定の適用については、同項中「平成23年」とあるのは、「当該親族資産損失額が生じた年」とする。
- 5 第1項の規定は、平成23年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、

適用する。

（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例）

第21条の3 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3及び附則第7条の3の2の規定の適用については、附則第7条の3第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第2項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第7条の3の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第2項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第21条の次に2条を加える改正規定（附則第21条の3に係る部分に限る。）は、平成24年1月1日から施行する。

（平成23年6月30日揭示済）

天理市母子医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年6月30日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第12号

天理市母子医療費助成条例の一部を改正する条例

天理市母子医療費助成条例（昭和53年3月天理市条例第6号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

天理市ひとり親家庭等医療費助成条例

第1条中「母子家庭の母子」を「ひとり親家庭の親子等」に改める。

第2条を次のように改める。

（助成要件）

第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（1） 次のいずれかに該当する者

ア 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子（以下「配偶者のない女子」という。）であって18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（以下「対象児童」という。）を現に扶養しているもの

イ 母子及び寡婦福祉法第17条に規定する配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と死別した男子で現に婚姻（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）をしていないもの又はこれに準ずる者（以下「配偶者のない男子」という。）であって対象児童を現に扶養しているもの

ウ ア又はイに掲げる者に現に扶養されている対象児童

エ 母子及び寡婦福祉法附則第3条に規定する父母のいない児童のうち対象児童

オ エに掲げる者を現に養育している配偶者のない女子、婚姻をしたことのない女子、配偶者のない男子又は婚姻をしたことのない男子

（2） 天理市内に住所を有する者（天理市内に住所を有する者に扶養され、又は養育されている前号ウ又はエに掲げる者のうち天理市外に住所を有するものを含む。）

（3） 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は規則で定める社会保険各法（以下

「社会保険各法」という。)による被保険者、組合員、加入者若しくはこれらの者の被扶養者
(4) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けていない者

第4条第1項第1号中「第2条第1号ア又はイに該当する児童」を「第2条第1号ウ又はエに掲げる者」に、「児童で」を「対象児童で」に、「者の」を

「ものの」に改め、同項第2号中「第2条第1号ア若しくはイに該当する児童」を「第2条第1号ウ又はエに掲げる者」に、「第2条の4第4項」を「第2条の4第5項」に改め、同項第3号中「第1号の者」を「扶養者等」に、「明治31年法律第9号」を「明治29年法律第89号」に、「同号の者」を「扶養者等」に、「者並びにこれら以外の者であって、第2条第1号ア若しくはイに該当する児童又は当該児童の同項」を「もの又はこれらの者以外の者であって第2条第1号ウ若しくはエに掲げる者若しくは当該者の民法第877条第1項」に、「児童と」を「者と」に、「第2条の4第4項」を「第2条の4第5項」に改める。

附 則

この条例は、平成23年8月1日から施行する。

(平成23年6月30日揭示済)

天理市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年6月30日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第13号

天理市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

天理市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年12月天理市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項第1号ア中「3,926ヘクタール」を「3,857.4ヘクタール」に改め、同号イ中「87,000人」を「62,700人」に改める。

附 則

この条例は、平成23年7月1日から施行する。

規 則

(平成23年7月1日揭示済)

天理市長等の政治倫理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年7月1日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第10号

天理市長等の政治倫理に関する規則の一部を改正する規則

天理市長等の政治倫理に関する規則(平成23年3月天理市規則第2号)の一部を次のように改正する。
様式第5号中

「

分離課税	土地等の事業・雑所得
	短期譲渡所得
	長期譲渡所得
	株式等の事業・譲渡・雑所得
	上場株式等の配当所得
	先物取引の事業・雑所得

を

「

土地等の事業雑所得

に改める。

分離課税	短期譲渡所得
	長期譲渡所得
	株式等の事業・譲渡所得 雑
	上場株式等の配当所得
	先物取引の事業・譲渡所得 雑

」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成23年7月1日揭示済)

天理市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年7月1日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第11号

天理市公印規則の一部を改正する規則

天理市公印規則（平成10年12月天理市規則第30号）の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第5条関係）

公 印 台 帳

（表面）

種 別	
名 称 (印影の文字を記入)	
ひ な 型 番 号	
公 印 管 守 課 名	
書 体	
寸 法	
印 材	
個 数	
用 途	
印 影	
新 調 時	磨滅若しくはき損による改刻又は廃止時
年 月 日 新 調	年 月 日 改 刻 廃 止

※ 備考

- 1 カード式とし、種別ごとに分類する。
- 2 改刻又は廃止の場合は、除却して整理する。

(裏面)

公 印 管 守 者	期 間	照 合 年 月 日		照 合 者 印
公印取扱責任者				
	年 月 日から	年 月 日		
	年 月 日まで	年 月 日		
	年 月 日から	年 月 日		
	年 月 日まで	年 月 日		
	年 月 日から	年 月 日		
	年 月 日まで	年 月 日		
	年 月 日から	年 月 日		
	年 月 日まで	年 月 日		
	年 月 日から	年 月 日		
	年 月 日まで	年 月 日		
	年 月 日から	年 月 日		
	年 月 日まで	年 月 日		
	年 月 日から	年 月 日		
	年 月 日まで	年 月 日		
	年 月 日から	年 月 日		
	年 月 日まで	年 月 日		
	年 月 日から	年 月 日		
	年 月 日まで	年 月 日		

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の天理市公印規則の規定に基づき作成されている公印台帳は、この規則の規定に基づく公印台帳とみなす。

告 示

(平成23年6月6日揭示済)

天理市告示第182号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年6月6日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成23年6月6日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成23年6月6日から平成23年8月4日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

6 返還時に必要なもの

(1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの(運転免許証・学生証・保険証等)

(2) 移動・保管費用(1台につき)

ア 移動費 2,000円

イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

7 連絡先

天理市自転車等保管施設 電話0743-62-7778

天理市総務部地域安全課 電話0743-63-1001

(平成23年6月7日揭示済)

天理市告示第183号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年6月7日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成23年6月7日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成23年6月7日から平成23年8月5日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

（以下 略）

（平成23年6月8日揭示済）

天理市告示第184号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年6月8日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成23年6月8日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成23年6月8日から平成23年8月6日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

（以下 略）

（平成23年6月9日揭示済）

天理市告示第185号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年6月9日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成23年6月9日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成23年6月9日から平成23年8月7日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

（以下 略）

（平成23年6月10日揭示済）

天理市告示第186号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年6月10日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成23年6月10日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成23年6月10日から平成23年8月8日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

（以下 略）

（平成23年6月13日揭示済）

天理市告示第187号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年6月13日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成23年6月13日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成23年6月13日から平成23年8月11日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

（以下 略）

（平成23年6月14日揭示済）

天理市告示第188号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年6月14日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成23年6月14日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成23年6月14日から平成23年8月12日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

（以下 略）

（平成23年6月15日揭示済）

天理市告示第189号

地方自治法第260条の2第11項の規定により、新泉町新町自治会から地縁による団体の告示事項変更届出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。

平成23年6月15日

天理市長 南 佳 策

規約に解散の事由を定めたときは、その事由

変更前

本会は、地方自治法第260条の2第15項において準用する民法第68条第1項第3号及び第4号並びに第2項の規定により解散する。

変更後

本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

変更年月日

平成23年6月15日

（平成23年6月15日揭示済）

天理市告示第190号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年6月15日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年6月15日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年6月15日から平成23年8月13日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年6月16日揭示済)

天理市告示第191号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年6月16日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年6月16日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年6月16日から平成23年8月14日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年6月17日揭示済)

天理市告示第192号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年6月17日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年6月17日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年6月17日から平成23年8月15日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- （以下 略）

（平成23年6月17日揭示済）

天理市告示第193号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年6月17日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年6月17日
 - 3 移動対象区域
天理市川原城町73番地先放置禁止区域外
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年6月17日から平成23年8月15日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- （以下 略）

（平成23年6月20日揭示済）

天理市告示第194号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年6月20日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年6月20日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年6月20日から平成23年8月18日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年6月21日揭示済)

天理市告示第195号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年6月21日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年6月21日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年6月21日から平成23年8月19日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年6月21日揭示済)

天理市告示第196号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年6月21日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成23年6月21日

3 移動対象区域

天理市川原城町738番地先放置禁止区域外

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成23年6月21日から平成23年8月19日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

（以下 略）

（平成23年6月22日揭示済）

天理市告示第197号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達をする。なお、この公示送達に係る書類は、本市税務課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成23年6月22日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

（平成23年6月22日揭示済）

天理市告示第198号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年6月22日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成23年6月22日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成23年6月22日から平成23年8月20日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成23年6月22日揭示済)

天理市告示第199号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年6月22日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成23年6月22日

3 移動対象区域

天理市川原城町728番地先放置禁止区域外

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成23年6月22日から平成23年8月20日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成23年6月23日揭示済)

天理市告示第200号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年6月23日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成23年6月23日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成23年6月23日から平成23年8月21日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成23年6月24日揭示済)

天理市告示第201号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年6月24日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成23年6月24日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成23年6月24日から平成23年8月22日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成23年6月27日揭示済)

天理市告示第202号

地方公営企業法第40条の2第1項の規定により、平成22年10月1日から平成23年3月31日までににおける本市病院事業、水道事業及び下水道事業の業務状況を次のとおり公表する。

平成23年6月27日

天理市長 南 佳 策

平成22年度下半期天理市立病院事業報告書

(平成22年10月1日～平成23年3月31日)

1. 事業の概況

平成22年度下半期の病院事業の概況を報告いたします。

当病院では、自治体病院としての使命を果たすべく、地域住民に対する良質な医療の提供等、地域医療の確保・充実に努めるなかで、経営基盤の強化に向けた事業の効率化及び健全化に努めて参りました。

業務量につきましては、入院患者数は 15,249 人、外来患者数は 37,273 人となり、患者数合計は 52,522 人で、前年同期に比べ 3,513 人(6.2 %)の減となりました。

次に収益的収支の状況についてであります。収入総額 794,621,559円に対して支出総額は1,112,048,808円となっており、下半期は、317,421,249円の当期純損失の計上となりました。

今後は、事業の公共性と経済性の調和を図りながら、より効率的な事業運営に努めるとともに、医療サービスの一層の充実を計る所存であります。

2. 議会議決事項

- (イ)平成22年度天理市立病院事業会計補正予算(第1号) (平成23年3月18日議決)
 (ロ)平成23年度天理市立病院事業会計予算 (平成23年3月18日議決)

3. 職員に関する事項

(平成23年3月31日現在)

事務職員(人)	技術職員(人)	技能職員(人)	計(人)
9	102	6	117

4. 業務に関する事項
(1) 入院延患者数 (人)

診療科目 \ 月別	10	11	12	1	2	3	計
内 科	1,273人	1,411人	1,512人	1,288人	1,427人	1,532人	8,443人
人工透析内科	137	141	127	147	159	185	896
外 科	337	329	418	362	376	466	2,288
整形外科	247	272	374	490	499	368	2,250
小 児 科	22	57	22	8	12	8	129
産婦人科	182	238	267	171	100	151	1,109
眼 科	0	0	0	0	0	0	0
耳鼻咽喉科	13	6	10	50	37	18	134
計	2,211	2,454	2,730	2,516	2,610	2,728	15,249
前年同期	2,550	2,446	2,740	2,842	2,745	2,651	15,974
増 減	△ 339	8	△ 10	△ 326	△ 135	77	△ 725
対前年同期比	% 86.7	% 100.3	% 99.6	% 88.5	% 95.1	% 102.9	% 95.5

(2) 外来延患者数 (人)

診療科目 \ 月別	10	11	12	1	2	3	計
内 科	3,271	3,688	3,210	3,166	2,513	2,914	18,762
人工透析内科	373	362	374	345	311	358	2,123
外 科	518	496	423	378	405	467	2,687
整形外科	862	780	765	786	707	849	4,749
小 児 科	156	172	188	181	206	189	1,092
産婦人科	574	557	629	628	490	464	3,342
眼 科	256	272	291	245	266	331	1,661
耳鼻咽喉科	432	412	442	433	503	635	2,857
計	6,442	6,739	6,322	6,162	5,401	6,207	37,273
前年同期	7,380	7,034	7,726	6,058	6,025	5,838	40,061
増 減	△ 938	△ 295	△ 1,404	104	△ 624	369	△ 2,788
対前年同期比	87.3	95.8	81.8	101.7	89.6	106.3	93.0

4. 業務に関する事項
(1) 入院延患者数 (人)

診療科目 \ 月別	10	11	12	1	2	3	計
内 科	1,273人	1,411人	1,512人	1,288人	1,427人	1,532人	8,443人
人工透析内科	137	141	127	147	159	185	896
外 科	337	329	418	362	376	466	2,288
整形外科	247	272	374	490	499	368	2,250
小 児 科	22	57	22	8	12	8	129
産婦人科	182	238	267	171	100	151	1,109
眼 科	0	0	0	0	0	0	0
耳鼻咽喉科	13	6	10	50	37	18	134
計	2,211	2,454	2,730	2,516	2,610	2,728	15,249
前年同期	2,550	2,446	2,740	2,842	2,745	2,651	15,974
増 減	△ 339	8	△ 10	△ 326	△ 135	77	△ 725
対前年同期比	% 86.7	% 100.3	% 99.6	% 88.5	% 95.1	% 102.9	% 95.5

(2) 外来延患者数 (人)

診療科目 \ 月別	10	11	12	1	2	3	計
内 科	3,271	3,688	3,210	3,166	2,513	2,914	18,762
人工透析内科	373	362	374	345	311	358	2,123
外 科	518	496	423	378	405	467	2,687
整形外科	862	780	765	786	707	849	4,749
小 児 科	156	172	188	181	206	189	1,092
産婦人科	574	557	629	628	490	464	3,342
眼 科	256	272	291	245	266	331	1,661
耳鼻咽喉科	432	412	442	433	503	635	2,857
計	6,442	6,739	6,322	6,162	5,401	6,207	37,273
前年同期	7,380	7,034	7,726	6,058	6,025	5,838	40,061
増 減	△ 938	△ 295	△ 1,404	104	△ 624	369	△ 2,788
対前年同期比	87.3	95.8	81.8	101.7	89.6	106.3	93.0

(イ)資本的収入及び支出

収 入

科 目	予算現額 (円)	下半期執行額 (円)	執行額累計 (円)	未執行額 (円)
資本的収入	97,715,000	46,499,266	97,713,775	1,225
1. 企業債	55,000,000	25,000,000	55,000,000	0
2. 補助金	42,713,000	21,499,266	42,713,775	△ 775
3. 固定資産売却代金	1,000	0	0	1,000
4. 寄附金	1,000	0	0	1,000

支 出

科 目	予算現額 (円)	下半期執行額 (円)	執行額累計 (円)	未執行額 (円)
資本的支出	135,259,000	95,581,584	131,608,971	3,650,029
1. 建設改良費	62,570,000	59,120,155	59,120,155	3,449,845
2. 企業債償還金	72,489,000	36,461,429	72,488,816	184
3. 予備費	200,000	0	0	200,000

(消費税及び地方消費税込み)

(2)平成23年3月31日現在における企業債の状況は次のとおりであります。

企 業 債

内訳	用途	病 院 事 業 (円)
発 行 総 額		947,000,000
償 還 高	下 半 期 償 還 高	36,461,429
	償 還 高 累 計	529,745,375
未 償 還 残 高		417,254,625

平成22年度下半期天理市水道事業報告書
(平成22年10月1日から平成23年3月31日まで)

1 概 況

(1) 総括事項

(業務状況)

下半期末の給水戸数は、前年同期に比べ43戸増加の22,942戸となりましたが、給水人口は、309人減少の68,392人となり、有収水量も14,344㎥減少の4,481,893㎥となりました。

(建設改良)

豊井浄水場において電気計装設備の更新工事を実施したのをはじめ、耐震補強基幹管路改良工事等配水管整備工事を市内各地において実施しました。

(経理状況)

経理面につきましては、手数料が前年同期に比べ6,742,449円減少したものの、給水収益が前年同期に比べ29,754,250円、受託工事収益が31,488,700円増加したこと等により、当期収益合計は、前年同期に比べ50,017,159円(4.1%)増加の1,270,539,066円となりました。

一方費用は、資産減耗費が増加したものの、受水費、受託工事費、減価償却費、支払利息等が減少したことにより、前年同期に比べ26,855,489円減少の1,246,893,301円となり、当期損益は23,645,765円の純利益となりました。

今後も水需要は減少する見通しであることから、さらなる経費の削減と業務の効率化を推進し、「おいしくて安全な水の安定供給」を継続するために努力する所存であります。

(2) 議会議決事項

議 会	議案番号	件 名	議決年月日
平成22年 第2回臨時会	議案第64号	天理市上下水道事業管理者の給与に関する条例の一部改正について	H22. 11. 30
平成23年 第1回定例会	議案第14号	平成23年度天理市水道事業会計予算	H23. 03. 18
平成23年 第1回定例会	議案第22号	天理市上下水道事業経営審議会条例の制定について	H23. 03. 18

(3) 行政官庁認可事項

該当事項はありません。

(4) 職員に関する事項

平成23年3月31日現在(単位:人)

職名	事務職員	技術職員	再任用職員	嘱託	臨時職員	計
職員数	13	20	4	1	2	40

(5) 料金その他供給条件の設定、変更に関する事項

該当事項はありません。

2 工 事

下半期に施工した主な工事(消費税及び地方消費税込み)は、次のとおりです。

(契約金額1,000万円以上)

工 事 名	契約金額(円)	備 考
(21年度繰越 取水施設費) 荒蒜町、豊井町地内 11号井掘削工事	29,042,055	
(導水管改良工事費) 九条町、丹波市町地内 九条町水管橋(導水管)布設替え工事	13,241,550	
(配水施設費) 豊井町地内 豊井浄水場中央監視制御電気計装設備更新工事	309,907,500	
(配水管改良工事費) 福住町地内 地域連携推進事業(国道特殊改良)に伴うφ200mm 水管橋移設工事	13,962,900	
布留町、豊井町地内 耐震補強基幹管路改良工事(5)	47,835,900	
川原城町地内 φ150mm配水管布設替え工事	12,283,950	
九条町、丹波市町地内 九条町水管橋(配水管)布設替え工事	15,419,250	
(調査・設計委託料) 川原城町、丹波市町、田井庄町地内 耐震補強基幹管路改良 工事(8)設計業務委託	14,307,300	

3 業 務

(1) 業務量

事 項	平成22年度	平成21年度	比 較	
			増 減	比 率 (%)
3 月 末 給 水 人 口 (人)	68,392	68,701	△ 309	99.6
3 月 末 給 水 戸 数 (戸)	22,942	22,899	43	100.2
下 半 期 配 水 量 (m ³)	4,624,185	4,681,494	△ 57,309	98.8
下 半 期 有 収 水 量 (m ³)	4,481,893	4,496,237	△ 14,344	99.7
下 半 期 有 収 水 量 率 (%) (下半期有収水量/下半期配水量)	96.9	96.0	0.9 ポイント	

(2) 事業収入に関する事項

(単位:円)

事 項	平成22年度	平成21年度	比 較	
			増 減	比 率 (%)
水 道 事 業 収 益	1,270,539,066	1,220,521,907	50,017,159	104.1
営 業 収 益	1,253,397,219	1,199,927,263	53,469,956	104.5
営 業 外 収 益	17,141,847	20,587,032	△ 3,445,185	83.3
特 別 利 益	0	7,612	△ 7,612	0.0

(消費税及び地方消費税抜き)

(3) 事業費に関する事項

(単位:円)

事 項	平成22年度	平成21年度	比 較	
			増 減	比 率 (%)
水 道 事 業 費 用 (うち、繰越分)	1,246,893,301 12,093,142	1,273,748,790 25,013,000	△ 26,855,489 △ 12,919,858	97.9 48.3
営 業 費 用 (うち、繰越分)	1,165,419,721 12,093,142	1,177,045,126 25,013,000	△ 11,625,405 △ 12,919,858	99.0 48.3
営 業 外 費 用	77,768,205	92,407,846	△ 14,639,641	84.2
特 別 損 失	3,705,375	4,295,818	△ 590,443	86.3
予 備 費	0	0	0	—

(消費税及び地方消費税抜き)

4 会 計

(1) 予算執行状況

イ 収益的収入及び支出

(単位:円)

科 目		予算現額	下半期執行額	執行累計	未執行額
収 入	水道事業収益	2,631,432,000	1,339,627,662	2,609,430,340	22,001,660
	営業収益	2,611,068,000	1,322,458,709	2,588,275,308	22,792,692
	営業外収益	20,353,000	17,168,953	21,155,032	△ 802,032
	特別利益	11,000	0	0	11,000
支 出	水道事業費用 (うち、繰越分)	2,703,013,950 104,683,950	1,308,728,122 12,697,800	2,528,965,521 104,683,950	174,048,429 0
	営業費用 (うち、繰越分)	2,507,750,427 104,683,950	1,193,333,676 12,697,800	2,334,899,785 104,683,950	172,850,642 0
	営業外費用	190,175,523	111,504,233	190,175,523	0
	特別損失	4,088,000	3,890,213	3,890,213	197,787
	予備費	1,000,000	0	0	1,000,000

(消費税及び地方消費税込み)

ロ 資本的収入及び支出

(単位:円)

科 目		予算現額	下半期執行額	執行累計	未執行額
収 入	水道事業資本的収入	556,311,000	625,355,225	650,126,225	△ 93,815,225
	負担金	10,500,000	12,492,900	12,492,900	△ 1,992,900
	分担金	47,811,000	19,986,750	39,642,750	8,168,250
	固定資産売却代金	10,000	0	0	10,000
	補助金	10,230,000	5,115,575	10,230,575	△ 575
	投資償還金	487,760,000	587,760,000	587,760,000	△ 100,000,000
支 出	水道事業資本的支出 (うち、繰越分)	1,562,969,005 60,919,005	1,099,333,299 31,441,305	1,328,639,921 60,919,005	234,329,084 0
	建設改良費 (うち、繰越分)	855,913,005 60,919,005	547,959,395 31,441,305	624,996,592 60,919,005	230,916,413 0
	企業債償還金	307,056,000	154,785,904	307,055,329	671
	投資	400,000,000	396,588,000	396,588,000	3,412,000

(消費税及び地方消費税込み)

(2) 企業債及び一時借入金の概況

イ 企業債

(単位:円)

前期末残高	当期借入高	当期償還高	当期末残高
4,643,720,402	0	154,785,904	4,488,934,498

ロ 一時借入金

(単位:円)

前期末残高	当期借入残高最高額	当期末残高
0	0	0

平成22年度下半期天理市下水道事業報告書

(平成22年10月1日から平成23年3月31日まで)

1 概 況

(1) 総括事項

(業務状況)

下半期末の水洗化戸数は、19,039戸となり、使用水量は4,167,263㎡となりました。

下水道事業の整備も終わりに近づき、水洗化率も徐々には伸びていますが、下水道使用水量は横ばい状態となっています。

(建設改良)

建設拡張工事としては、喜殿町、指柳町、前栽町、杉本町地内他で汚水管布設工事を行い、農業集落排水事業として萱原町地内において萱原・仁興地区処理場施設工事を実施しました。また、嘉幡雨水ポンプ場の第2期改修工事を平成22年度・23年度に亘り行っています。

(経理状況)

経理面につきましては、人口の減少等により、水洗化戸数の増加にもかかわらず下水道使用水量が横ばいのため収入の増加につながっていません。

一方、費用は、減価償却費の発生が損益収支に大きな影響を及ぼしています。また、企業債残高が約270億円あり、毎年の元利償還金が負担となっています。

収入合計は、下水道使用料、他会計負担金及び他会計補助金等で1,241,877,938円となり、支出合計は、流域下水道維持負担金、減価償却費及び支払利息等で1,361,356,596円となりました。この結果、当期損益は、119,478,658円の純損失となりました。

今後も一層の経営努力により経費の削減等に努め、下水道の普及等事業を推進する所存であります。

(2) 議会議決事項

議 会	議案番号	件 名	議決年月日
平成22年第2回臨時会	議案第64号	天理市上下水道事業管理者の給与に関する条例の一部改正について	H22. 11. 30
平成23年第1回定例会	議案第6号	平成22年度天理市下水道事業会計補正予算(第2号)	H23. 03. 18
平成23年第1回定例会	議案第15号	平成23年度天理市下水道事業会計予算	H23. 03. 18

(3) 行政官庁認可事項

申請年月日	件 名	申 請 先	許可年月日
平成23年1月12日	平成22年度社会資本整備総合交付金決定変更申請(水の安全安心基盤整備)	奈 良 県	平成23年2月10日
平成23年1月12日	平成22年度社会資本整備総合交付金決定変更申請(都市水環境整備事業)	奈 良 県	平成23年2月10日

(4) 職員に関する事項

平成23年3月31日現在(単位:人)

職 名	事務職員	技術職員	再任用職員	計
職 員 数	4	9	1	14

(5) 料金その他供給条件の設定、変更に関する事項

該当事項はありません。

2 工 事

下半期に施工した主な工事(消費税及び地方消費税込み)は、次のとおりです。

(契約金額500万円以上)

工 事 名	契約金額(円)	備 考
(21年度繰越 農業集落排水事業処理場費) 萱原町地内 萱原・仁興地区処理場施設工事	109,049,850	
(管渠整備費) 喜殿町、指柳町、前栽町、杉本町地内 污水管布設工事	13,500,900	
滝本町地内 污水管布設工事	5,903,100	
三昧田町地内 污水管布設工事	7,311,150	
和爾町地内 污水管布設工事	5,414,850	
(農業集落排水事業処理場費) 萱原町地内 萱原・仁興地区処理場施設工事	28,578,900	
(雨水ポンプ場整備費) 嘉幡町地内 嘉幡雨水ポンプ場施設更新工事(第2期)	83,000,000	

3 業 務

(1) 業務量

事 項	平成22年度	平成21年度	比 較	
			増 減	比 率 (%)
3 月 末 水 洗 化 戸 数 (戸)	19,039	-	-	-
下 半 期 使 用 水 量 (m ³)	4,167,263	-	-	-

(2) 事業収入に関する事項

(単位:円)

事 項	平成22年度	平成21年度	比 較	
			増 減	比 率 (%)
下 水 道 事 業 収 益	1,241,877,938	-	-	-
営 業 収 益	665,548,823	-	-	-
営 業 外 収 益	576,329,115	-	-	-
特 別 利 益	0	-	-	-

(消費税及び地方消費税抜き)

(3) 事業費に関する事項

(単位:円)

事 項	平成22年度	平成21年度	比 較	
			増 減	比 率 (%)
下 水 道 事 業 費 用 (うち、繰越分)	1,361,356,596 15,370,000	- -	- -	- -
営 業 費 用 (うち、繰越分)	1,039,396,698 15,370,000	- -	- -	- -
営 業 外 費 用	320,501,903	-	-	-
特 別 損 失	1,457,995	-	-	-
予 備 費	0	-	-	-

(消費税及び地方消費税抜き)

4 会 計

(1) 予算執行状況

イ 収益的收入及び支出

(単位:円)

科 目		予 算 現 額	下半期執行額	執 行 累 計	未 執 行 額
収 入	下 水 道 事 業 収 益	2,486,801,000	1,278,294,868	2,494,152,287	△ 7,351,287
	営 業 収 益	1,370,815,000	701,940,128	1,377,523,629	△ 6,708,629
	営 業 外 収 益	1,115,985,000	576,354,740	1,116,618,890	△ 633,890
	特 別 利 益	1,000	0	9,768	△ 8,768
支 出	下 水 道 事 業 費 用 (うち、繰越分)	2,758,978,050 20,161,050	1,418,806,089 16,138,500	2,697,338,247 20,161,050	61,639,803 0
	営 業 費 用 (うち、繰越分)	2,066,608,050 20,161,050	1,058,473,148 16,138,500	2,009,461,042 20,161,050	57,147,008 0
	営 業 外 費 用	690,712,000	358,802,072	686,346,336	4,365,664
	特 別 損 失	1,558,000	1,530,869	1,530,869	27,131
	予 備 費	100,000	0	0	100,000

(消費税及び地方消費税込み)

ロ 資本的收入及び支出

(単位:円)

科 目		予 算 現 額	下半期執行額	執 行 累 計	未 執 行 額
収 入	下水道事業資本的收入 (うち、繰越分)	1,571,966,000 513,050,000	1,076,345,760 506,450,000	1,429,638,880 506,450,000	142,327,120 6,600,000
	企 業 債 (うち、繰越分)	576,500,000 327,400,000	486,700,000 320,800,000	486,700,000 320,800,000	89,800,000 6,600,000
	負 担 金	38,651,000	19,702,260	40,012,880	△ 1,361,880
	補 助 金 (うち、繰越分)	939,615,000 185,650,000	563,832,500 185,650,000	893,565,000 185,650,000	46,050,000 0
	長期貸付金回収金	7,200,000	3,141,000	6,391,000	809,000
	その他資本的收入	10,000,000	2,970,000	2,970,000	7,030,000
支 出	下水道事業資本的支出 (うち、繰越分)	2,455,732,600 531,042,600	1,276,531,450 284,100,405	2,250,523,034 521,261,686	205,209,566 9,780,914
	建 設 改 良 費 (うち、繰越分)	1,020,343,600 531,042,600	559,129,374 284,100,405	822,973,571 521,261,686	197,370,029 9,780,914
	長 期 貸 付 金	10,000,000	1,400,000	2,970,000	7,030,000
	企 業 債 償 還 金	1,418,189,000	709,611,076	1,418,188,463	537
	その他資本的支出	7,200,000	6,391,000	6,391,000	809,000

(消費税及び地方消費税込み)

(2) 企業債及び一時借入金の概況

イ 企業債

(単位:円)

前期末残高	当期借入高	当期償還高	当期末残高
27,034,951,531	486,700,000	709,611,076	26,812,040,455

ロ 一時借入金

(単位:円)

前期末残高	当期借入残高最高額	当期末残高
0	0	0

(平成23年6月27日揭示済)

天理市告示第203号

平成23年6月23日付で議決のあった平成23年度天理市一般会計補正予算（第1号）の要領は、次のとおりである。

平成23年6月27日

天理市長 南 佳 策

平成23年度天理市一般会計補正予算（第1号）

平成23年度天理市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,416千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,789,416千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成23年6月10日提出

天理市長 南 佳 策

第1表 歳入歳出予算補正
1 歳 入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
15 基支出金		1,443,991	1,216	1,445,207
	3 県補助金	526,386	1,216	527,602
19 繰越金		200,000	200	200,200
	1 繰越金	200,000	200	200,200
歳 入 合 計		23,788,000	1,416	23,789,416

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		9,153,255	1,416	9,154,671
	2 児童福祉費	4,101,251	1,416	4,102,667
歳 出 合 計		23,788,000	1,416	23,789,416

(平成23年6月27日揭示済)

天理市告示第204号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年6月27日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成23年6月27日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成23年6月27日から平成23年8月25日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成23年6月28日揭示済)

天理市告示第205号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年6月28日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年6月28日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年6月28日から平成23年8月26日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年6月29日揭示済)

天理市告示第206号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年6月29日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年6月29日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年6月29日から平成23年8月27日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年6月30日揭示済)

天理市告示第207号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年6月30日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日

平成23年6月30日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成23年6月30日から平成23年8月28日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

（以下 略）

（平成23年6月30日揭示済）

天理市告示第208号

天理市自転車等駐車場条例（平成13年9月天理市条例第31号）第13条第1項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年6月30日

天理市長 南 佳 策

1 撤去理由

自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。

2 撤去日

平成23年6月30日

3 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成23年6月30日から平成23年12月29日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後5時まで

4 返還時に必要なもの

(1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）

(2) 延滞期間に応じた駐車料金

5 連絡先

天理市開発公社 電話 0743-63-7210

天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

（平成23年7月1日揭示済）

天理市告示第209号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年7月1日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成23年7月1日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成23年7月1日から平成23年8月29日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

（以下 略）

（平成23年7月4日揭示済）

天理市告示第210号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年7月4日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成23年7月4日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成23年7月4日から平成23年9月1日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

（以下 略）

（平成23年7月4日揭示済）

天理市告示第211号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年7月4日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成23年7月4日

3 移動対象区域

天理市前栽町88番地19先放置禁止区域外

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成23年7月4日から平成23年9月1日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

（以下 略）

（平成23年7月5日揭示済）

天理市告示第212号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年7月5日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成23年7月5日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成23年7月5日から平成23年9月2日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

（以下 略）

公 告

（平成23年6月8日揭示済）

天理市公告第23号

公売公告兼見積価額公告

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条の規定により差押財産を公売することを公告する。

国税徴収法第99条の規定により見積価額を公告する。

平成23年6月8日

天理市長 南 佳 策

公 売 財 産	売却区分	名 称 、 性 質 、 そ の 他	数 量	見積価額 最低入札価額 円	公売保証金 円
	天14-1	鉄道模型 4台セット Nゲージ用車両、 KATO 5004 ナハネ723 他)	1	2,000	0
	天14-2	鉄道模型 3台セット Nゲージ用車両、 KATO 4053 カハ165 他)	1	3,000	0

	天14-3	鉄道模型3台セット Nゲージ用車両、Tomix 2510 OHA-50 他)	1	1,500	0
	天14-4	鉄道模型3台セット Nゲージ用車両、Tomix 2304 MOHA-485 他)	1	1,500	0
	天14-5	鉄道模型 Nゲージ用車両、Tomix 2115 ElectricLocomotive EF64 1000)	1	1,500	0
	天14-6	鉄道模型 Nゲージ用車両、Tomix 2207 DieselLocomotive DD51)	1	1,500	0
	天14-7	鉄道模型 Nゲージ用車両、Tomix 2113 ElectricLocomotive EF81)	1	1,500	0
	天14-8	鉄道模型 Nゲージ用車両、Tomix 2119 ElectricLocomotive EF58)	1	1,500	0
	天14-9	掛軸① 横山大観筆、山色彩)	1	9,000	0
	天14-10	掛軸② 狩野探幽筆、桐鳳凰図)	1	9,000	0
	天14-11	掛軸③ 柏原天海作、高砂図)	1	5,000	0
	天14-12	掛軸④ 缶山作、孔雀)	1	9,000	0
	天14-13	掛軸⑤ 宏名作、梅花)	1	9,000	0
	天14-14	風鎮① 黒)	1	1,000	0
	天14-15	風鎮② 那智黒)	1	1,000	0
注) ①上記売却区分ごとに公売します。					
②公売財産の詳細については、ヤフーが提供するインターネットオークションサイト内に記載しています。					
公売方法		ヤフーが提供するインターネットオークション(せり売)			
公売場所		ヤフーが提供するインターネットオークションのシステム上			
公売参加申込期間		平成23年7月8日 午後1時00分～平成23年7月22日 午後11時00分			
公売日時	入札開始	平成23年7月29日 午後1時00分			
	入札締切	平成23年7月31日 午後11時00分			
開札の日時		平成23年8月1日 午前10時00分			
売却決定		日時	平成23年8月1日 午前10時00分	場所	天理市役所 収税課
買受代金納付期限		平成23年8月8日 午後2時30分			
買受人についての資格その他の要件		国税徴収法第92条及び同法第108条該当者は公売に参加できません。			
その他	1. 天理市は瑕疵担保責任を負いません。				
	2. 公売に参加するためには、公売参加申込期間内において、公売財産の公売保証金を納付いただく必要があります。				
	3. 買受代金を納付したとき、買受財産の危険負担は買受人に移転します。買受後に発生した財産の毀損、盗難及び焼失などによる損害負担は買受人が負うことになります。				
	4. 引き渡しは、買受代金納付時の現況有姿で引き渡します。なお、引き渡しのために要した費用はすべて買受人の負担になります。				
	5. その他、詳細についてはヤフーオークションサイト並びに天理市のホームページでご確認ください。				
配当を受ける者の権利の申出について					
公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他この財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに、債権現在額申立書によりその内容を当市収税課に申し出て下さい。					
なお、債権現在額申立書の用紙は当市収税課に用意しています。					

(平成23年6月14日揭示済)

天理市公告第24号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を

定めたので、同法第19条の規定により公告する。

平成23年6月14日

天理市長 南 佳 策

なお、その関係書類を天理市環境経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。

(平成23年6月23日揭示済)

天理市公告第25号

「天理市公告第13 予防接種の実施について」の訂正について

予防接種法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第144号）により新たに定期予防接種を行うこととなったので、平成23年4月1日付け、天理市公告第13号の一部を次のように訂正する。

平成23年6月23日

天理市長 南 佳 策

訂正前

1 定期予防接種と実施方法（Ⅰ類）

予防接種名	対 象	実施場所	実施日時
ポリオ	(略)	市内指定医療機関	通 年
B C G	(略)		
三種混合（ジフテリア・百日咳・破傷風）	(略)		
二種混合（ジフテリア・破傷風）	(略)		
二種混合（麻疹・風疹）	（①～③略） ④満18歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日にある者		
日本脳炎第1期	生後36ヶ月から90ヶ月未満		
第2期	満9歳から満13歳未満		

定期予防接種と実施方法（Ⅱ類） 略

2から4まで略

5. 接種料金 無料とする。

訂正後

1 定期予防接種と実施方法（Ⅰ類）

定期予防接種と実施方法（Ⅱ類） 略

2から4まで 略

5. インフルエンザ予防接種料金のみ一部自己負担（生活保護受給世帯無料）

予防接種名	対 象	実施場所	実施日時
ポリオ	(略)	市内指定医療機関	通 年
B C G	(略)		
三種混合（ジフテリア・百日咳・破傷風）	(略)		
二種混合（ジフテリア・破傷風）	(略)		
二種混合（麻疹・風疹）	(①～③ 略) ④ 満18歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日にある者ただし、平成23年5月20日から平成24年3月31日までの間においては、17歳となる日の属する年度の5月20日から18歳となる日の属する年度の末日にある者（17歳となる日の属する年度の5月20日から当該年度の末日にある者については、修学旅行、学校行事等の研修旅行で海外に行く者に限る。）		
日本脳炎第1期	生後36ヶ月から90ヶ月未満		
第2期	満9歳から満13歳未満		
日本脳炎	予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）附則第5条第1項に規定する特例対象者。ただし、特例対象者であっても、第4回目（2期接種相当）の者については、引き続き9歳以上の者とする。		

(平成23年7月4日揭示済)

天理市公告第26号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成23年7月4日

天理市長 南 佳 策

第1 工事概要

- (1) 工 事 名 山の辺第一工区 河川整備工事
- (2) 工事場所 天理市田部町地内
- (3) 工事概要 工事延長 L=96.48m
護岸工 L=96.48m アンカー式空石積工 L=162.1m
分派工 L=7.56m 分 流 壁 工 L=46.00m
河床張コンクリート工 L=108.26m
- (4) 工期 平成23年11月30日まで
- (5) 予定価格 30,209,550円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）
- (6) 最低制限価格 26,839,050円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

第2 競争参加資格

- (1) 本市に建設工事入札参加資格申請書を提出している土木工事の資格を有する建設業者（市内に本店又は営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。）を有するもの）であって、次の(2)(3)に掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の

確認を受けたものであること。

(2) 次の条件をすべて満たしていること。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ② 建設業法の規定による特定建設業の許可を、土木工事業について受けている者であること。
 - ③ 経営規模等評価結果（審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの）における土木一式工事の総合評定値を有する者であること。
 - ④ 本市が平成23年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表（平成23年度）において土木一式工事の格付がA等級に位置づけされている者であること。
 - ⑤ 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、本市より指名停止措置を受けていない者であること。
 - ⑥ 本工事の仕様書に対する質問を、書面（様式は自由とする。以下「質問書」という。）により提出した者であること。
 - ⑦ 本市に対して不誠実な行為のない者であること。
- (3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、専任で配置できること。
- ① 入札説明書 別表1の資格を有する者
 - ② 入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者
 - ③ 監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習終了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者

第3 入札手続等

- (1) 担当部課 天理市役所総務部総務課入札審査室 電話番号 0743-63-1001 内線 332
- (2) 入札説明書の交付期間及び場所
 - ① 交付期間 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 交付場所 第3(1)に同じ。

第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

- (1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出
 - ① 提出期間 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 提出場所 第3(1)に同じ。
 - ③ 提出部数 各1部
 - ④ 提出方法 持参すること。
 - ⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

第5 仕様書公開の日時及び場所

- (1) 日時 別表（入札日程）のとおりとする。
- (2) 場所 第3(1)に同じ。
- (3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。
 - ① 質問書提出期限 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 質問書提出場所 第3(1)に同じ。
 - ③ 問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。
- (4) 質問書に対する回答は、別表（入札日程）のとおりの日には回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供します。

第6 入札の方法

- (1) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）第8条に規定する入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便 郵便事業株式会社 天理支店留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出

しなければならない。

- (2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、外封筒に入れなければならない。
- (3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。
- (4) 前各項に規定する方法により入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第7 入札書の到着期限日及び送付先

- (1) 到着期限日 別表（入札日程）のとおりとする。
- (2) 入札書の送付先 日本郵便 郵便事業㈱ 天理支店 留 天理市役所総務部総務課入札審査室

第8 開札日時及び場所

- (1) 日時 別表（入札日程）のとおりとする。
- (2) 場所 天理市川原城町605番地 天理市役所3階 334会議室

第9 落札者の決定方法

- (1) 入札の回数は、1回とする。
- (2) 天理市契約規則（昭和40年8月天理市規則第22号）第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第10 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
 - ① 入札保証金 免除
 - ② 契約保証金 金額については、請負代金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については、天理市建設工事執行規則第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。
- (2) 入札の無効

本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。
- (3) 入札中止条件

この入札手続執行途中で、入札参加可能者が3者未満となったとき又は入札開札時に入札参加者が3者未満となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止する。

第11 入札公告の掲示場所 天理市役所 掲示場

第12 問い合わせ先 天理市役所 総務部総務課 入札審査室 電話番号 0743-63-1001 内線 332 別表（入札日程）

山の辺第一工区 河川整備工事	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付期間	平成23年7月4日（月）から平成23年7月12日（火）まで 天理市ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間 仕様書の公開期間	平成23年7月4日（月）から 平成23年7月12日（火）まで
質問書の提出期限	平成23年7月15日（金） 質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。
競争参加資格確認の結果の通知日	平成23年7月22日（金）
質問書への回答日	平成23年7月22日（金）

競争参加資格がないとした場合の説明要望書提出期限	平成23年7月27日（水）
競争参加資格がないとした場合の当該理由の回答日	平成23年8月1日（月）
入札書到着期限日	平成23年8月4日（木） 書留郵便にて日本郵便 郵便事業(株)天理支店に必着のこと
開札の日時	平成23年8月5日（金）午後1時30分
くじを行う場合の日時	平成23年8月5日（金）午後3時

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

別表1

	工事業種	配置技術者の資格（いずれかに該当すること）
1	土木工事	① 土木工事に関し、学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上又は同法による大学若しくは高等専門学校を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下同じ）、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科を修めた者 ② 土木工事に関し10年以上実務の経験を有する者 ③ 土木工事に関し、旧実業学校卒業程度検定規定(大正14年文部省令第30号)による検定で土木工学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科に合格した後5年以上又は専門学校卒業程度検定規定(昭和18年文部省令第46号)による検定で土木工学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科に合格した後3年以上実務の経験を有する者 ④ 建設業法による技術検定のうち検定種目を建設機械施工又は1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）とするものに合格した者 ⑤ 上記④の1級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）とするものに合格した者と同等以上の資格を有するものと国土交通大臣（平成13年1月5日以前にあっては建設大臣）が認定した者 ⑥ 技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）に合格した者

教育委員会

（平成23年6月28日揭示済）

天教告示第8号

平成23年7月6日午前9時30分から7月定例教育委員会を天理市役所に招集する。

平成23年6月28日

天理市教育委員会

委員長 落合 啓男

農業委員会

（平成23年6月30日揭示済）

天農委告示第8号

平成23年7月8日午後2時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。

平成23年6月30日

天理市農業委員会
会長 森 田 周 作

- 議案第1号 農地法第3条に関する許可申請について
議案第2号 農地法第5条に関する許可申請について
議案第3号 天理農業振興地域整備計画の変更について
議案第4号 別段面積（下限面積）の検討について
議案第5号 ① 市街化区域の専決処分について（報告）

選挙管理委員会

（平成23年7月3日揭示済）

天選告示第43号

天理市農業委員会委員選挙を次のとおり行う。
平成23年7月3日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀 内 靖 介

- 1 選挙の期日 平成23年7月10日
2 選挙すべき委員の数 13人

（平成23年7月3日揭示済）

天選告示第44号

平成23年7月10日執行の天理市農業委員会委員選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。
平成23年7月3日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀 内 靖 介

選 挙 長		選挙長の職務を代理すべき者	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
天理市杉本町 375 番地	木 口 宗 久	天理市福住町 7821 番地	久 保 善 史

（平成23年7月3日揭示済）

天選告示第45号

平成23年7月10日執行の天理市農業委員会委員選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定めた。
平成23年7月3日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀 内 靖 介

こうほ　しゃし　めい
候補者氏名

一
候補者の氏名は欄内に一人書くこと。

二
候補者でない者の氏名は書かないこと。

注
意

天理市選挙管理委員会之印

天理市農業委員会委員選挙投票

備考

- 1 用紙は白色とし、文字は黒色で印刷する。
- 2 天理市選挙管理委員会印は、刷り込み式とする。
- 3 投票用紙の大きさは、縦130ミリメートル、横80ミリメートルとする。

(平成23年7月3日揭示済)

天選告示第46号

平成23年7月10日執行の天理市農業委員会委員選挙における投票所は、次の場所に設ける。
平成23年7月3日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

投票区	投票所施設の名称	所在地
1	丹波市公民館	天理市丹波市町 285 番地 2
2	祝徳公民館	天理市田部町 320 番地
3	東部公民館	天理市豊井町 87 番地
4	苅原町公民館	天理市苅原町 1218 番地 4
5	前栽公民館	天理市杉本町 351 番地 3
6	井戸堂公民館	天理市西井戸堂町 122 番地 4
7	二階堂公民館	天理市嘉幡町 520 番地
8	朝和公民館	天理市三昧田町 460 番地 3
9	柳本公民館	天理市柳本町 1127 番地

10	式上公民館	天理市遠田町 45 番地 9
11	櫛本公民館	天理市櫛本町 2064 番地 2
12	福住公民館	天理市福住町 2025 番地
13	山田公民館	天理市山田町 1548 番地

(平成23年7月3日揭示済)

天選告示第47号

平成23年7月10日執行の天理市農業委員会委員選挙における各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成23年7月3日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

別紙のとおり 略

(平成23年7月3日揭示済)

天選告示第48号

平成23年7月10日執行の天理市農業委員会委員選挙の開票事務は、選挙会事務に併せて行う。

平成23年7月3日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

(平成23年7月3日揭示済)

天選告示第49号

平成23年7月10日執行の天理市農業委員会委員選挙における開票事務と併せて行う選挙会は、次の場所及び日時に行う。

平成23年7月3日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

- 1 場 所 天理市川原城町 605 番地
天理市役所 5 階 533AB 会議室
- 2 日 時 平成23年7月10日 午後9時

(平成23年7月3日揭示済)

天選告示第50号

平成23年7月10日執行の天理市農業委員会委員選挙における期日前投票所は、次の場所に設ける。

平成23年7月3日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

期日前投票所名	期日前投票所の場所
天理市役所期日前投票所	天理市川原城町605番地天理市役所 1 階 131 会議室

(平成23年7月3日揭示済)

天選告示第51号

平成23年7月10日執行の天理市農業委員会委員選挙における天理市役所期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成23年7月3日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

別紙のとおり 略

(平成23年7月3日揭示済)

天選告示第52号

平成23年7月10日執行の天理市農業委員会委員選挙における選挙会の場所及び日時を次のように変更する。

平成23年7月3日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

- (変更前) 1 場所 天理市川原城町605番地 天理市役所5階533AB会議室
2 日時 平成23年7月10日 午後9時
(変更後) 1 場所 天理市川原城町605番地 天理市役所5階533B会議室
2 日時 平成23年7月11日 午前9時30分

議 会

(平成23年7月1日揭示済)

天理市議会議員の政治倫理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年7月1日

天理市議会議長 佐々岡 典雅

天理市議会規則第2号

天理市議会議員の政治倫理に関する規則の一部を改正する規則

天理市議会議員の政治倫理に関する規則(平成23年3月天理市規則第2号)の一部を次のように改正する。

様式第5号中

「

分離課税	土地等の事業・雑所得
	短期譲渡所得
	長期譲渡所得
	株式等の事業・譲渡・雑所得
	上場株式等の配当所得
	先物取引の事業・雑所得

を

」

「

分離課税	土地等の事業雑所得
	短期譲渡所得
	長期譲渡所得
	株式等の事業・譲渡雑所得
	上場株式等の配当所得
	先物取引の事業・譲渡雑所得

に改める。

」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公営企業

(平成23年6月20日揭示済)

天理市上下水道局告示第8号

水道料金等の徴収又は収納事務の委託について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定に基づき、下記の者に水道料金等の徴収又

は収納事務を委託しますので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

平成23年6月20日

天理市上下水道事業管理者
中 谷 博

- 1 委託業者
商 号 (株) エンジンアサカウエ
代表者 坂上 一幸
住 所 大阪府高槻市宮野町12番20号
- 2 委託開始年月日 平成23年7月1日

(平成23年6月27日揭示済)

天理市上下水道局管理規程第10号

天理市水道料金及び下水道使用料に係る徴収業務その他の業務委託に関する規程を次のように定める。
平成23年6月27日

天理市上下水道事業管理者
中 谷 博

天理市水道料金及び下水道使用料に係る徴収業務その他の業務委託に関する規程
(趣旨)

第1条 この規程は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4の規定に基づき、水道料金及び下水道使用料（以下「水道料金等」という。）に係る徴収業務その他の業務委託（以下「業務委託」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(業務委託の範囲)

第2条 業務委託の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 水道料金等の徴収業務
- (2) 水道料金等の滞納整理業務
- (3) 水道栓の開閉栓業務
- (4) 水道メーターの検定満期取替業務
- (5) 水道メーター等の検針業務
- (6) その他天理市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が必要と認める業務
(徴収できる水道料金等の範囲)

第3条 水道料金等の業務を受託する者（以下「受託者」という。）が徴収できる水道料金等は、次に掲げるものとする。

- (1) 天理市水道事業給水条例（平成9年12月天理市条例第37号）第24条に規定する料金
- (2) 天理市下水道条例（昭和48年12月天理市条例第36号）第11条に規定する使用料
(委託区域)

第4条 第2条に掲げる業務を委託する区域は、天理市水道事業の給水区域とする。ただし、管理者が特に認めるものについては、この限りではない。

(委託契約の締結)

第5条 管理者は、第2条に掲げる業務を委託する場合は、契約期間、委託内容その他委託に関する必要事項を記載した契約書を作成し、当該受託者と契約を締結するものとする。

(水道料金等の収納方法)

第6条 管理者は、受託者に水道料金等を現金又は小切手及び金銭の支払を目的とする有価証券であって小切手と同程度の支払の確実性があるものとして、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の3第1項第1号の規定に基づき、総務大臣が指定するものにより収納させることができる。

(受託者の報告等)

第7条 受託者は、業務の実施に関し事故が発生したときは、直ちに管理者に報告し、必要な指示を受けなければならない。

(損害賠償)

第8条 受託者は、収納した水道料金等を亡失したときその他局に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第9条 受託者は、業務委託を遂行するに当たり知り得た一切の情報については、管理者が指示する目的外に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。委託期間が満了し、又は委託契約が解除若しくは解約された後についても同様とする。

(契約の解除)

第10条 管理者は、受託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を解除することができる。

- (1) 契約に違反した場合
- (2) 業務の遂行に関して、故意又は過失により局に損害を与えた場合
- (3) 局の信用を失墜させる行為があった場合
- (4) 業務委託の処理に不正行為があった場合
- (5) 委託した業務の成績が著しく不良で、かつ、その向上の見込みがないと認めた場合
- (6) その他管理者が委託することを不適当と認めた場合

2 前項の契約解除は、文書により通知する。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成23年7月1日から施行する。
(天理市水道料金等集金業務委託規程の廃止)
- 2 天理市水道料金等集金業務委託規程（平成13年3月天理市水道ガス局管理規程第16号）は廃止する。

(平成23年6月30日揭示済)

天理市上下水道局告示第9号

天理市指定下水道工事店の指定について

平成23年6月30日付をもって下記の者を天理市下水道工事店として指定したので告示する。

平成23年6月30日

天理市上下水道事業管理者
中 谷 博

天理市指定下水道工事店第210号

商号又は名称 増田工業

代 表 者 増田 安男

店舗の所在地 天理市二階堂北菅田町1番地の4

天理市指定下水道工事店第211号

商号又は名称 三水管工

代 表 者 小谷 義孝

店舗の所在地 大和郡山市井戸野町83番地の1

天理市指定下水道工事店第212号

商号又は名称 (株) 大角水道設備工業所

代 表 者 大角 豊彦

店舗の所在地 生駒郡三郷町城山台1丁目4番30号

天理市指定下水道工事店第213号

商号又は名称 (株) 森水道工業所

平成23年7月10日 日曜日

天理市公報

代 表 者 森 一馬
店舗の所在地 天理市田部町397番サンコーマンション102号
天理市指定下水道工事店第214号
商号又は名称 (株) ドリームホームアップ
代 表 者 吉田 喜次
店舗の所在地 奈良市青山三丁目1番地13-401
天理市指定下水道工事店第215号
商号又は名称 千葉住建
代 表 者 千葉 幸重
店舗の所在地 天理市杉本町400番地4
天理市指定下水道工事店第216号
商号又は名称 西奈タイル
代 表 者 永原 稔
店舗の所在地 奈良市東九条町33番地
天理市指定下水道工事店第217号
商号又は名称 寿建設 (株) 奈良営業所
代 表 者 西畑 忠雄
店舗の所在地 五条市生子町123番地

(平成23年6月30日揭示済)

天理市上下水道局告示第10号

天理市指定下水道工事店の指定取消しについて

平成23年6月30日付をもって下記の者を天理市下水道工事店の指定を取消したので告示する。

平成23年6月30日

天理市上下水道事業管理者
中 谷 博

天理市指定下水道工事店第170号

商号又は名称 すいどう屋 坂本設備
代 表 者 坂本 浩二
店舗の所在地 香芝市上中450番地の6